

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人
清 和 会 み わ

グループホームすこやかの家

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1 ご利用事業所

事業所の名称	グループホームすこやかの家
事業者名	社会福祉法人 清和会みわ 理事長 清水 史記
事業所の所在地	京都府福知山市三和町友渕字大原野79番地132
事業所番号	京都府第 2671900252 号
管理者名	樋口 温子
電話番号	0773-59-2525
ファクシミリ番号	0773-59-2526

2 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

事業所は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、要介護者であって認知症状態にある者（著しい精神症状及び行動異常がある者並びに認知症の原因となる疾患が急性期状態にある者を除く。）に対して、家庭的な環境のもとで介護等の生活援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し認知症高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って保健・医療・福祉関係機関や行政機関と密接な連携のもと適正かつ総合的なサービスを提供する。事業所は、共同生活住居において明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境下で、利用者の人格を尊重し、職員との信頼関係を基盤とし、食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活上の世話をを行う。認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族 に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明に努めるとともに、全ての職員は社会福祉施設の従事者としての自覚と誇りをもって、専門的知識及び技術の向上に努める。

利用者又はその他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷	地	17,000.00㎡
建物	構 造	木造平屋建
	延べ床面積	345.00㎡
	利用定員	9名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	備 考
食 堂・居 間	1 室	7 7 . 2 2 m ²	
機 能 訓 練 室	1 室	—	食堂を兼ねる
共 同 浴 室	1 室	1 5 . 8 0 m ²	
便 所	3 箇所	1 2 . 5 7 m ²	
職 員 室	1 室	1 8 . 2 2 m ²	
物 入 れ	2 室	8 . 3 8 m ²	
居室（1 人部屋）	9 室	1 3 4 . 1 9 m ²	
合 計	1 8 室	3 4 5 . 0 0 m ²	廊下等含む

4 職員体制

	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	介護福祉士	1		職員の管理及びサービスの調整・実施・把握等全般の管理及び生活介護の指導・監督
計 画 作 成 担当者	介護支援専門員 (管理者兼務)	1		サービス計画の作成・把握及び必要に応じ計画変更
介護職員 等	介護福祉士	3	1	入居者の日常生活を適切な技術をもって支援・介助
	初任者研修			
	資格無		2	

5 職員の勤務体制

体 制	勤務時間	人員（基準）	休 暇 等
日勤者	0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 0 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	1	4 週 6 休
早出者	0 8 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	1	
遅出者	1 2 : 0 0 ~ 2 0 : 3 0	1	
夜勤者	1 6 : 3 0 ~ 9 : 0 0	1	

6 サービスの内容と利用料

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・ 管理栄養士が作成した献立表に基づき、介護職員と利用者が協力して調理した食事を提供します。 ・ ただし食材料費は給付対象外です。 ・ 食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・ 食事時間 朝食 08:00 頃 昼食 12:00 頃 夕食 18:00 頃
排 せ つ	・ 利用者の状況に応じ、適切な排せつの介助と、及び自立の援助を行います。 ・ おむつの交換は、必要に応じ交換します。
入 浴	・ 毎日、入浴又は清拭を行います。
日常生活上の世話	・ 離床、着替え、身だしなみなどの介助 ・ 寝具消毒（必要に応じ） ・ シーツ交換 ・ 健康管理 ・ 洗濯 ・ 居室内清掃
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	法人の配置医師により、健康管理を行います。 通院等の必要な場合は、協力医療機関の紹介等の便宜を図ります
相談及び援助	利用者とそのご家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。

② 介護保険適用サービス利用料

	介護報酬額	利 用 料 (自己負担額)	摘 要
要介護 1	別表に定めます	介護報酬額の1割、2割、3割	利用料は、介護報酬の告示の額です。 ただし、法定代理受領の場合は居宅介護サービス基準額の1割相当または2割相当または3割相当 法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当額です。
要介護 2			
要介護 3			
要介護 4			
要介護 5			
要支援 2			

(2) 介護保険給付外サービスの利用料
別表に定めます。

(3) 管理費（家賃）・食材料費・光熱費
別表に定めます。

(4) 利用料金の支払方法

- ・事業者は、利用料金を1ヶ月ごとに計算し明細を付して15日頃から順次請求書を送付いたします。
- ・利用者は、利用料金を当月末日までに下記の方法でお支払い下さい。

◎口座引き落としによるお支払い

京都府内の農業協同組合（JA）とゆうちょ銀行の指定口座より毎月22日に利用料金を自動引き落としとさせていただきます。

◎窓口でのお支払い

法人事務局窓口での現金によるお支払いを受付けております。（受付時間 日曜日及び12月31日から1月3日までの間を除く8:30~17:00）

◎口座振り込みによるお支払い

事業所指定口座へお振込みいただきます。振込手数料は利用者の負担となります。（振込口座は請求書に記載しております）

- ・入金確認後、領収証を翌月の利用料金の請求書と共に送付します。

7 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

(2) サービスの終了

ア. 利用者のご都合でサービスを終了する場合

(ア) 利用者は、事業所に対して、7日間の予告期間において文書で連絡をすることにより、この契約をやめることができます。

(イ) 利用者は、事業者には次の①から⑤の事情があった場合には、事業所に文書で連絡をすることにより、直ちに契約をやめることができます。

① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業所が秘密保持義務に反した場合

③ 事業所が利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業所が破産などの事情により事業を継続することが困難になった場合

⑤ 事業所が介護保険法令やこの契約に著しく違反した場合

イ. 事業所の都合でサービスを終了する場合

(ア) 事業所は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日の予告期間において、理由を示した文書で連絡することにより、この契約をやめることができます。

(イ) 事業所は、利用者に次の①から④の事情があった場合は、利用者に、文書で連絡することにより、直ちに、この契約をやめることができます。

- ① 利用者が、利用料の支払を3か月以上遅れ、その後、事業所が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払をしない場合
- ② 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または3か月を経過しても退院できないことが明らかなる場合
- ③ 利用者が、事業所や従業員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- ④ 事業者は、利用者またはその身受引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

ウ. 自 動 終 了

(ア) 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援1と認定された場合、所定の期間の経過をもって、この契約は終了します。

(イ) 次の①から③の場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設へ入院、入所した場合
- ② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ③ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合

8 入居にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊は、家族（身元引受人）の同意（同伴）のもと、必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
現金・所持品等の管理	ご自身又はご家族（身元引受人）での管理を原則とします。 但し、ご希望により、別途契約により相談に応じます。
行政等への手続き	ご自身又はご家族（身元引受人）での行政手続きを原則とします。 但し、ご希望により、別途契約により相談に応じます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動、政治活動は禁止します。
喫煙	喫煙は原則として禁止します。
協力医療機関以外への受診	協力医療機関以外への受診希望の場合は、ご家族の同伴をお願いします。

9 緊急時の対応方法

病気又は負傷により、診断・治療が必要となった場合は、利用者の主治医又は協力医療機関において、速やかに必要な治療などが、受けられるよう対応します。

又、特別養護老人ホームみわの里 医務室と24時間連絡可能な体制を維持し、利用者が重度化し看取りの必要が生じた場合において対応の指針を定め、利用者又は家族等への説明・同意を行い健康管理・医療連携体制の強化を図ります。また急変した場合、特別養護老人ホームみわの里 医務室、及び医師と連絡をとり、協力医療機関等で、救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

10 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、福知山市、市町村等関係機関、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

1.1 協力医療機関

(1) 市立福知山市民病院 : 福知山市厚中町231番地

(2) 綾部市立病院 : 綾部市青野町20番地1

(3) 医療法人 福富士会 京都ルネス病院 : 福知山市末広町4丁目13番地

(4) 医療法人 翠生会 松本病院 : 京都府福知山市土師宮町2丁目173番地

(5) 京丹波町国民健康保険
国保京丹波町病院 : 京都府船井郡京丹波町和田大下28番地

(6) 協力歯科医療機関
医療法人 福富士会 京都ルネス病院 : 福知山市末広町1-38

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応します。
近隣との協力関係	福知山消防署・近傍消防団等と連携を図ります。
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回以上の避難訓練を、入居者の方も参加していただいて実施します。
消防計画等	消防署への届出(変更)日: 令和5年7月14日 防火管理者: 藤田 良二

13 相談・苦情の窓口

(1) 当施設

当施設 ご利用相談室	窓口担当者 樋口 温子 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時（月～金） ご利用方法 電話又は面接により対応します 意見箱（正面玄関ホールに設置） TEL 0773-59-2525 FAX 0773-59-2526
---------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福知山市高齢者福祉課 介護保険係	所在地 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日は除く）
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係	所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀座屋町620番地 COCON烏丸内 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 （土・日・祝日は除く）
京都府社協・福祉サービス 運営適正化委員会 （京都府社会福祉協議会内）	所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館5階 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450 受付時間 午前9時00分～午後4時00分 （土・日・祝日は除く）

(3) 苦情処理の体制及び手順について

○苦情の受付・報告

苦情は、ご意見箱、文書による手渡し、口頭、電話等適宜な方法により受付け受領します。

苦情を受付けた担当者は、苦情解決報告書に所要の事項を記載し、速やかに関係部署の責任者、総括担当者を経て解決責任者に報告します。

○苦情の解決

苦情解決責任者は速やかに苦情解決委員会を開催し、苦情内容を分析し改善策及び苦情解決の広報・周知要領について協議・決定します。

14 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年12月4日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示	有

15 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人清和会みわ
代表者役職・氏名	理事長 清水 史記
所在地	京都府福知山市三和町友渕小字大原野79番地132
電話番号	0773-59-2525
定款の目的に定める事業	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人短期入所事業の経営 (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (ホ) 福知山市三和町高齢者生活福祉センター老人デイサービスセンターの指定管理

16 添付書類

別表 グループホーム「すこやかの家」利用料金表

17 重要事項の説明

認知症対応型共同生活介護のご利用を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明し交付しました。

所在地 京都府福知山市三和町字友渕小字大原野79番地132
事業者 社会福祉法人 清和会みわ
管理者 樋口 温子 印

説明者 職 種 _____
氏 名 _____ 印

私は、この重要事項説明書により、事業所の認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け同意します。併せて私の希望により、サービス提供を受ける場合はその費用の負担に同意すると共に、利用者及び家族に関する情報を、サービス担当者会議等において提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

署名代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
利用者との関係 ()

身元引受人 住 所 _____
(残置物引受人) 氏 名 _____ 印
利用者との関係 ()